

徳島県情報公開審査会答申第52号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成19年7月19日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「三好市井川町◎◎農地に大量施肥された〇〇（株）製造の「肥料」なるものに関し、(1)地元の住民、各種団体、地方自治体から県によせられた苦情の申し出、要請、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報。(2)県の現地調査に関する業務報告書、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報（写真を含む。）。(3)県の取っている措置に関する稟議、決裁にかかる一切の情報。(4)国（環境省、国土交通省など）の機関との協議、報告、指示に関する一切の情報。(5)業者に対する行政指導、改善命令、措置命令に関する一切の情報。(6)業者からの報告、要請、見解、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報。(7)三好郡井川町地内の産業廃棄物の不適正処理・不法投棄案件について、県の事務取扱要領などに基づき、廃棄物処理法の措置命令を発する権限をまかされている県職員の部局・官職と現在の当該職員の氏名。」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年9月21日、実施機関は、本件請求中(4)に係る公文書については、作成しておらず、存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成19年9月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成19年11月8日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書には「本件公文書非公開は、非公開事由がないにもかかわらずなされたもので違法である。」との記載があるのみであり、意見書においても具体的な言及はなされておらず、また、当審査会での口頭意見陳述においても具体的な主張はなかった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

◎◎農地における大量施肥行為（以下「本件施肥行為」という。）において、投入された物が肥料であるか否かの特定に当たっては、当事者や関係者からの聞き取り及び施肥された肥料の生産業者保証票等から、汚泥発酵肥料「××××」であることを確認したものであり、国の機関との協議の必要性はないと判断し、これを行っていない。

また、本件施肥行為における投入物の特定以外の点に関し、徳島県と国の機関との協議復命書や業務報告書を作成した事実もなく、国の機関からの指示文書も存在しない。

したがって、本件請求のうち、(4)の対象となる公文書は保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

実施機関は、請求に係る公文書が不存在であるとして本件処分を行い、異議申立人は、本件処分を取り消すとの決定を求めている。

本件事案について、当審査会は、公文書不存在を理由とした本件処分が、条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

2 本件処分の妥当性について

まず、本件施肥行為にかかる◎◎農地は、私有地であり国の管理ないし所有する土地ではない。したがって、土地利用に関して国の機関と協議を行う必要性はない。

次に、実施機関の説明によると、実施機関は、本件施肥行為に係る投入物の特定にあたり、①肥料取締法第17条第1項により肥料生産者が登録肥料を生産した際に当該肥料の容器又は包装の外部に添付が義務付けられている生産者保証票が確認されたこと、②当事者から聞き取り調査を行い、現地確認を行ったところ、当事者は当該投

入物を肥料と認識していたこと、③当事者である農地所有者には営農の意思があり、現実に営農活動を行っていたこと、④投入量が通常の農業といえる範囲の量であったことなどの事実から、当該投入物が廃棄物ではなく肥料であり、不法投棄事案ではないと判断し、国の機関と協議を行う必要性もないと判断したものである。

この点に関し、実施機関としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の規定に基づき、環境省などの国の機関に対して意見を求めることもできたが、同条が任意規定であることからすれば、投入物の特定に関し、実施機関に国の機関との協議を行うべき法的義務があったとはいえない。

したがって、本件施肥行為に係る投入物の特定に関して、国の機関と協議を行っていなかったとしても、別段不合理ではない。

また、同法第21条の3若しくは第24条の3の規定に基づく環境大臣の指示若しくは事務執行がなされた事実はなかったのであるから、国の機関からの指示文書が存在しないとしても不自然ではない。

以上から、本件施肥行為に係る投入物の特定において国の機関との協議は行っておらず、本件施肥行為に関するそれ以外の点につき、国の機関との協議復命書や業務報告書を作成した事実もなく、国の機関からの指示文書も存在しないという実施機関の説明に、格別不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成19年11月 8日	諮問
12月12日	実施機関からの理由説明書を受理
平成20年 1月 4日	異議申立人からの意見書を受理
2月27日	審議（第52回審査会）
3月24日	審議（第53回審査会）
4月25日	審議（第54回審査会）
5月23日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第55回審査会）
6月27日	実施機関からの口頭理由説明、審議 （第56回審査会）
7月25日	審議（第57回審査会）